

令和7年第3回取手市議会定例会会議録（第5号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月10日午前10時00分			議 長	山野井 隆	
	散会	令和7年 9月10日午前10時51分			議 長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長		前 野 拓		事 務 局 次 長		蛭 原 康 友

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸 行
総	務	部	吉	田	文 彦
政	策	推 進 部	齋	藤	嘉 彦
財	政	部	田	中	英 樹
健	康	福 祉 部	彦	坂	哲
こ	ど	も 部	助	川	直 美
ま	ち	づ くり 振 興 部	森	川	和 典
建	設	部	渡	来	真 一
都	市	整 備 部	浅	野	和 生
教	育	部	飯	竹	永 昌
消		防	岡	田	直 紀
総	務	部 次	立	野	啓 司
健	康	福 祉 部 次	直	井	徹
こ	ど	も 部 次	佐	藤	睦 子
会	計	管 理	斉	藤	理 昭
教	育	次	松	崎	剛
総	務	課	土	谷	靖 孝
保	育	課	山	田	英 紀
指	導	課	丸	山	信 彦
教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー		長	仲	田	敦 夫
国 保 年 金 課 副 参 事			吉	住	三 世 子
保 育 課 副 参 事			飯	塚	千 絵 子

令和7年第3回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和7年9月10日（水）午前10時開議

日程第1 議案第40号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第2 議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

議案第42号 町の区域の変更について

日程第3 議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第44号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第3号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について

日程第7 休会の件

会議に付した事件

日程第 1	議案第 4 0 号	取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第 2	議案第 4 1 号	取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 2 号	町の区域の変更について
日程第 3	議案第 4 3 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 4 4 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 5 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 6 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 7 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5	認定第 1 号	令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について
日程第 6	認定第 2 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第 3 号	令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第 4 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第 5 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第 6 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第 7 号	令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第 7	休会の件	

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日 程 第 1 議 案 第 4 0 号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 40 号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。議案第 40 号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について伺います。この内容は子ども・子育て支援法の中の一環だと思いますが、生後 6 か月から 3 歳までという——など基準はありますけれども、この条例の中で最低基準の目的とか最低基準の向上とか具体的に項目はあるんですが、この条例が、じゃあどこでどの保育園でやっていくのかという詳しい内容が出されていないんですが、それについて、この条例について、この流れについて伺います。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 加増議員の御質疑に答弁いたします。今、御質疑にありましたとおり、どこの保育所で、どこの施設でということに関しましては、昨日の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、今、一園一園お伺いしながら、様々な御意見を伺いつつ検討しているという段階ではございます。また、今後のスケジュールに関しまして御

説明させていただきますと、本条例につきまして今定例会で議決をいただきましたら、認可申請のための規則を制定しまして、年内には申請の受付を進めていきたいと考えております。

また、児童福祉法第34条の15第4項におきまして、市長が認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、年明けには取手市児童福祉審議会を開催し、御意見を伺っていくという予定で進めていく予定です。また、さらに乳児等通園支援事業には給付事業となるために、市による確認が必要となり、確認基準を定める内閣府令が10月頃に発出されるとの予定が示されましたので、確認基準の条例につきましても、12月もしくは3月の定例会において御審議いただく予定としております。また、審議会を経て認可を受けた施設につきましては、確認基準の条例制定後に確認の申請を行っていただいて事業を開始するということが可能となっていきます。以上がスケジュールとなります。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この条例は——今流れについてお話しされたんですが、これで全てではないということですね。それについて具体的に書いてあるんですけども、この内容は、今後それぞれのところで決めていく、検討していくということではないのでしょうか。そして、最低基準の目的とか最低基準の向上とか、ここでいう最低基準はどこを値にしているのか——目的にしているのかということも書いてないんですが、それも含めて今後検討していくということなんではないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁させていただきます。本条例のほうが可決された後、今度、詳細につきましては規則等で定めさせていただきます。各民間施設のほうに、今回、実際に事業を行うということの手を挙げていただいて、我々のほうで認可を進めていくという流れになります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今後、規則なり、また新しくこの条例が出されてくるということではよろしいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。この後、予定では確認基準というものの、今回が認可基準ということで、児童福祉法に基づいた条例になります。この後は、実際に今度運営されることによって園のほうで、我々のほうで給付金——給付費をお支払いすることになりますので、その給付費を——何というんですかね、給付を受ける体制であるかどうかの確認をするための条例を、もう一つ上程——こちらから提出させていただきます。そういう予定でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この条例を読んでいきましたら、この施行が今度の10月からということで、あまりにも拙速な内容ではないかと思って伺ったところなんですが、じゃあ

今後検討していくということですね。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 申し訳ございません。答弁させていただきます。今回のこの条例が可決されまして、その後に規則、そしてその後が確認条例ということで、来年の——令和8年度から事業のほうを進めさせていただくという、そういう流れになっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 最後、いいですか。この事業所として公立保育所4か所、また民間保育施設でも三、四か所という説明を受けたんですが、それについては許認可——公立保育所なら——もちろん民間もそうですが、県の許認可の中で保育事業をやっているんですが、これについて認可というのはどこで決定するのか、その辺りは明らかになってますか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 答弁させていただきます。今回の、このこども誰でも通園制度の事業に関しての認可は取手市で行うことに……

○24 番（加増充子君） 取手市で。

○保育課長（山田英紀君） （続）はい。そのための認可基準ということを今回の条例で提出させていただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 以上です。

○議長（山野井 隆君） 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

議案第42号 町の区域の変更について

○議長（山野井 隆君） 日程第2、議案第41号及び議案第42号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第41号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、質疑

をさせていただきます。提案理由に、「文部科学省が策定している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ」とありますが、こちらのガイドラインはどのような点がポイントとして変わって、その中で当市のこの改正にどういうところが反映されているかの御説明をお願いいたします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。今回の条例改正につきましては、ガイドライン——国のガイドラインの改訂に伴う条例の一部改正になります。ガイドラインにつきましては、今回は、いじめのほうの不登校によります重大事案、こちらにつきましては調査が学校のほうで調査を行うというものが明記されましたので、これに伴いまして条例のほうも改めて明文化した形になります。以上でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） これまでは、重大事態が発生した場合は、いじめ問題専門委員会で当市は調査をするということになっていたところを、ガイドラインの変更によって、学校内にも組織をして、学校内での調査ができるようになったという理解でよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） ただいまの根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。今回の条例の改正によって、学校主体調査ができるようになったという認識ではなく、もともと改正前——ガイドラインの改訂前の時点から学校調査のほうは行えるようになっていたものを、改めて今回の条例の改正によって明確化したという意味でございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。そうしますと、今までも学校でもできるし、いじめ問題専門委員会でもできるということは理解いたしました。これをどちらで調査するかというのを決定するのは、誰になるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 答弁させていただきます。主体——学校調査主体になるのか、専門委員会のほうでの調査になるのかを決定するのは、市でございます。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託します。

日程第3 議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は、事前通告することとなっております。

それでは、質疑通告順に従い、質疑を許します。

最初に、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）、小学校保健衛生に要する経費について質疑をいたします。最初に、この事業をするに至った経緯についてを伺います。

〔9番 久保田真澄君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、久保田議員の御質疑にお答えさせていただきます。茨城県では、3歳児や12歳児の虫歯のある子どもの割合が、全国平均より上回っている状況でございます。こうした実態を踏まえまして、令和3年度からは小学校のモデル校を対象として、フッ化物応用による虫歯予防対策に茨城県として取り組んでいるところでございます。また3月には、茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例の一部改正におきまして、生涯にわたるフッ化物応用により虫歯予防対策の普及を促進するとともに、特に学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施に向けた強力な推進を図ることとされました。これらを踏まえまして本市におきましても、生涯、自分の歯で食べ豊かな生活を送るためには、歯と口腔の健康が大切であるため、学童期の口腔の健康を維持するために、小学校モデル校2校を対象としましてフッ化物洗口を実施するものでございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 経緯について承知いたしました。そうしましたら、どのようなスケジュールで行うか。例えば、1週間に何回、また1日のうちのどのタイミングで行うかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。小学校におきましては、週1回法ということで週1回の予定をしております。実際の実施するタイミングにつきましては、

これから学校といろいろ協議した中で調整をしていきたい、そのように考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 次に、希望しない生徒または保護者への対応はどのようにするのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。希望制ということで予定しておりますので、希望しない児童も想定されております。希望しない児童に対しましては、例えば洗口液ではなくて水を同様に使いまして実施するなど、児童に対する配慮、そういったものが必要であると考えております。これから学校現場の状況を踏まえまして、実施に向けた打合せの中で検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 事前に保護者説明会を開く予定になってると思うんですけども、そのときにそういった希望しない方への対応というのは、含まれてるんですよね——含まれているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。今後、保護者の説明会というのを12月頃に予定をしておりますので、その際に希望調査を行いまして、希望のある方につきましては1月上旬、事前指導してフッ化物洗口を進めていく、そういった予定になっております。そういった場の中で、しっかりと説明させていただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 補正予算の155万8,000円のうち、支援員を雇用する費用として110万5,000円が計上されていますが、何人の支援員を採用する予定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。教育業務支援員につきましては、各校1人、合計で2人の雇用を予定しております。週5日間、約20時間程度の勤務ということで雇用を予定しておりますので、業務内容としまして、フッ化物洗口の準備・片づけだけではなく、それ以外の時間、配慮が必要な児童の見守りであったり、教職員の事務サポートなど教員業務の支援をしていただきまして、教職員の業務負担軽減を図る、そういった役割も担っていただく予定になっております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） その支援員の方は、何か資格を持っていらっしゃる方を採用されるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。特段、有識者——そういった対象ということではなく、広くいろいろこの教職員の支援などもしさせていただきますので、有資格者ということではなくて——対象に雇用を予定しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） そうしましたら、取手市の歯科医師会との連携についてはいか

がですか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。こちらのフッ化物洗口事業につきましては、公益社団法人茨城県歯科医師会においても、優れた虫歯予防の効果が期待できるということとされておりまして、フッ化物洗口のマニュアルやフッ化物洗口の歌の動画など、様々な取組によりまして普及推進をしている事業であります。とりわけ取手市のこの事業を進める上では、取手市の歯科医師会の支援・協力は不可欠であると考えております。予算の議決後、取手市医師会、取手市歯科医師会に協力を依頼しまして、事業の円滑な実施に向けて協議を進めていく予定としております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） では、最後に伺います。現在、取手小学校・藤代小学校の2校がモデルとなるということですが、今後においては全小学校へ展開していく予定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。モデル校の実施状況を踏まえまして、実施の方法であったり課題等をしっかりと検証した上で、全小学校への展開については検討していく、そういった予定でございます。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、久保田真澄さんの質疑を終わります。

続いて、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。私からは、とりでっ子応援ギフトカード給付事業について質疑させていただきたいと思っております。現金給付ではなくギフトカードに至った経緯を、改めてお伺いいたします。

〔2番 本田和成君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 本田議員の御質疑に答弁いたします。この事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただいております。ギフトカードでの給付事業につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯を支援するために、迅速に給付し、年末年始の出費がかかる時期にすぐに活用していただけることで、子育て世帯への家計支援と地域経済の活性化につなげられるものとして期待しております。経緯の詳細につきましては、こども部次長より御説明をいたします。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 部長の補足答弁をいたします。確かに現金での給付は、給付金の使用選択の幅が一番広いものだと言えます。しかし給付事業は、民法第 549 条に規定する贈与契約となるため、辞退の受付をする期間を設ける必要がございます。また、市民の方からの申請受付の際に口座情報などが必要となる方がおり、申請を受けてから給付まで、書類審査等の期間に約 1 か月程度の期間が想定され、迅速な経済支援とは言い難い状況となります。さらに経費で考えますと、現金給付の場合、振込手数料が必要となり、振込エラーなどの対応にも時間と費用を要します。このほか、申請書類の料金後納に伴う封筒の作成、またオンライン申請の場合はシステム構築時間と費用、料金後納の通信運搬費などの経費が別途発生いたします。第 1 には、市民の皆様におかれまして、申請不要でギフトカードが届いたその日から使用できること。市内外の店舗やオンラインショップも含め、多くの店舗で利用できる利点があり、迅速な経済支援ができるとともに、業務効率化を両立できる方法、かつ来年 3 月 31 日までに事業を完了することなど総合的に判断し、ギフトカードの給付事業とさせていただきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。迅速に市民の方にとということで、今回のギフトカードにしたということだと受け止めております。ギフトカードの発行管理業務委託料というのが 8,595 万 1,000 円ということなんですが、この管理業務委託料の内訳、これをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 御質疑に答弁いたします。ギフトカード発行管理業務委託料 8,595 万 1,000 円の内訳につきましては、ギフトカード給付分の総額といたしまして、対象のお子さんへ 1 人分の 6,000 円を、想定されております 1 万 2,700 人への給付分が 7,620 万円となっております。また、ギフトカード発行手数料、通知作成、封入・封緘業務、コールセンター業務の一式といたしまして、975 万 1,000 円を委託業者への委託料として積算しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。実際には、そうすると発行するに当たって 975 万円が実際の諸経費というような認識でよろしいですかね。——はい。通常、カード会社ですと、カードを使ったときに手数料とかかかると言うんですけども、これは例えば業務委託料の中には、その手数料は含まれていないという認識でよろしいですか。——そうしますと、この手数料の扱いというのはどうなるのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 御質疑に答弁いたします。クレジットカードと同様に、ギフトカードによる決済に対して一定の手数料が発生いたします。各店舗は、アクワイアラと言いまして、加盟店契約会社が決済代行事業者と契約し、カード端末の設置、積算などを行っております。そのため、各店舗とアクワイアラの間に売上金の精算を行う中で手数料が発生する契約が一般的で、それぞれの契約内容による手数料が発生すると想定されます。そのような契約のため、市側にその手数料の請求はございません。以上でございます。

す。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。そうしますと、これを使ったお店側というのがこの手数料を負担するということですのでよろしいですかね。——分かりました。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質疑を終わります。
最後に、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第43号、補正予算（第4号）について、久保田議員と同じく、小学校口腔衛生推進事業についてお伺いします。重ならない点を質疑をいたします。1番の事業の目的と実施内容の詳細については確認できました。2番の本事業で児童の虫歯を予防する必要性がある状況かどうかというところなんですけれども、先ほどの御説明で茨城県の平均が全国を上回っているというお話だったんですけれども、全国的に虫歯——お子さんの虫歯の状況というのが健康に影響を及ぼす状況かというところ、そうでもないとは考えておまして、そこにわざわざ——150万円というお金ですけれども、そちらを税金として投入して実施するというところに少々疑問を感じておりますので、そちらの御説明をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。
教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。虫歯の有病状況は、経年的に減少傾向にあるとはいえ、小学生において過去から変わらずに一番多い病気であり続けております。また永久歯の虫歯も、歯が生えたばかりの小学校では少なくとも、中学生以降、急速に増加していく傾向が明らかにされているところでもございます。そのため、小学校からのフッ化物洗口は、虫歯予防策として大変重要であるとは認識しております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） やることに意味がないとは思わないんですけれども、ただお金を有効に活用できるというところに少々疑問があったというところなんですけれども。先ほどの久保田議員の質疑の中で、週20時間の会計年度任用職員を1名ずつ配置するというところをお伺いしましたが、実際この洗口液をブクブクしてというところの準備から片づけまでの流れというのは、多分30分ぐらいだと思うんですね。でも、その30分だけではなくて、職員の業務支援というところでもお願いする予定だということだったので、その分を考えると、「うーん、そうか、そこで補助金が使えというのは有効なのかもしれない」と、ちょっと今思っているところです。ただ、もう一点私が疑念を思っているのは、3番の化学物質を経口する可能性というところです。この一定濃度のフッ化ナトリウム溶

液を口に含んで、ぶくぶくしてというところを伺ってますけれども、こちらの化学物質を経口する可能性というところはどうなのでしょう。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。フッ化物につきましては、世界保健機関や厚生労働省をはじめ様々な関係機関により、科学的に既に安全性・有効性を十分確立されております。正しい使用方法で適切に行われる限り、安全に対する心配はないとされております。また、使用を予定しておりますこの洗口薬剤につきましては、もう既に希釈済みのものでございまして——そういったものになっておりますので、既にもう希釈されてる状態なのでということになっております。万が一、誤飲してしまった場合、こういったものも特段、健康被害はないとされております。万が一、大量に誤飲した場合には、軽い吐き気や下痢などの急性中毒の症状が現れるという可能性がありますけれども、ここで言う、この大量に誤飲した場合というところの想定なんですけれども、体重 20 キログラムくらいの子どもの場合、160 ミリグラム、約 32 人分くらい一度に飲み込んだ想定になっておりまして、500 ミリリットルのボトル 3 分の 2 を飲まなければ中毒になるということはないとされております。なお、このフッ化物洗口液の取扱いにつきましても、児童が容易に触れることがないように、ふだん鍵のかかる、そういった場所に保管・管理してしっかり対応していく、そういったところでございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 分かりました。全国的にこの事業広がっていて、中には希釈するときに、倍数だったり、そのもの自体を間違えて事故になるということも、ちょっと調べたら出てきたんですね。そういった意味では、もう希釈済みのものを使うということで一定安心はしたんですけれども。ただ、健康に害はないとは思いますが、私も。急に——急激にそんな悪化するとかということは想定はしてないんですけれども、ただ、普通に今、通常の暮らしをしている上でもう、いやが応でも化学物質ってたくさん体に取り込んでいると思うんですね。その中で、さらにその可能性は低いとはいえ、プラスアルファで入る——微量だと思うんですけど、入ると思うんですね。——というところに非常にどうなんだろうかというところの疑念が生じたところの質疑でございました。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で、通告された議案第 43 号に対する質疑は全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 43 号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

日 程 第 4 議 案 第 4 4 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 案 第 4 5 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(山野井 隆君) 日程第4、議案第44号から議案第47号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番(加増充子君) 加増充子です。議案第45号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてお伺いします。この説明を見ますと、国保財政調整基金積立金が5億4,282万6,000円となっております。そして、この会計を――補正を見ますと、最終的には令和7年度は7億円の基金積立金になるというような内容が示されておりますが、令和6年で41億6,000万円ということは、単純にこれを7億円足すと48億円ということでもいいんでしょうか、基金の残高をお願いいたします。

[24番 加増充子君質疑席に着席]

○議長(山野井 隆君) 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

[健康福祉部長 彦坂 哲君登壇]

○健康福祉部長(彦坂 哲君) ただいまの御質疑に答弁いたします。令和7年9月補正予算後の基金残高ですが、42億5,749万9,245円となります。詳細につきましては、担当次長のほうから御説明いたします。

[健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席]

○議長(山野井 隆君) 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長(直井 徹君) お答えいたします。ただいま加増議員からは、7億円積み増して47億円というお話がございましたけれども、当初予算で6億1,700万円取り崩しておりますので、ただいま部長が申しましたように、約42.6億円を令和7年度末で見込んでおります。以上です。

○議長(山野井 隆君) 加増充子さん。

○24番(加増充子君) その残高は現在の残高ということですね、分かりました。そして2つ目なんですけど、基金がこれまで令和6年度は41億6,000万円、そして今現在42.6億円ということなんですけれども。基金が減るよということがこれまでずっと説明されてきたんですが、増えている現状として、今後の見通しとしても増えていくという見通しなのか、それともいろいろな差引きがあって減っていくという見通しなんんでしょうか、どうでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長(直井 徹君) お答えいたします。確かに令和6年度末から7年度末、約1億円増えております。ただし、この中には、何度かお話ししておりますように、平成

30 年度、国保の財政制度が変わったときに、その時点でかなり負担が大きくなる市町村に行われる激変緩和、こちらの前倒し分 1.6 億円が増えてますので、それ以外の分では減っている。令和 4 年度の残高から見ると、3 年間で 1.6 億円減っております。激変緩和前倒し分を除くと、3 年間で約 6.5 億円減っております。減少基調に入っていると思っておりますので、今後、減っていくものと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 基金が今後減っていくという計算上、そう出てくるかと思うんですが、これは毎年、私たち常任委員会の中でもそうですが、本会議の中でも基金の問題は取り上げてまいりました。減ることはないということを、ずっと私たち言ってきたんですが、このまま続いていくと、でもやはり結構——29 億円、30 億円は基金として残っていくわけなんです、この基金の使い方として、さきに遠山議員が、「これは一般会計に繰り入れても法的には問題ない。だから取手市としてはどうするのか」ということなんです、この基金について、やはりそういうことは——使途については今後も検討しない——検討していかない、しない、どちらなのでしょう。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 時代の情勢に合わせて、今後もいろいろ検討していく所存でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 苦しい答弁でございましたね。

〔笑う者あり〕

○24 番（加増充子君） そして、この補正の説明の中で、令和 8 年度より医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する仕組みが始まるので——開始されることに伴い、今回そのシステム改修のために 49 万 5,000 円を増額しております。これは、これまで私たちも国保の中でも、後期高齢者支援金とか介護支援金とか上乗せされて均等割で徴収されてきたんですが、さらにこの上に、この子ども・子育て支援金を徴収するということは、上乗せしていくという受け止めでいいんですよね、確認。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。仕組みとしては、そのとおり、上乗せということになります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そうしますと、これは常任委員会の中でも話が出たかと思うんですが、具体的にはどのぐらいの上乗せになるんでしょうか。ちなみに後期高齢者は 1 人当たり均等割として 1 万円上乗せ、それから、介護分は 1 人当たり 8,000 円という上乗せが入っているかなと思うんですが……

○議長（山野井 隆君） 月ですか、年間ですか。

○24 番（加増充子君） （続）年間です。その分はどのくらい見ているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。現時点では、国県から何らまだ通

知が届いていないところですので、平成7年3月【「平成7年3月」を「令和7年3月」に発言訂正】、こども家庭庁が公表した資料によりますと、国保加入者1人当たりの支援金が月額250円とされています。今のところその数字しか出てないので、具体的に所得割・均等割というような計算はできておりません。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） はっきりは出てないということなんですが、これまで介護分・後期高齢者分ということで国保の中でプラスされてきました。その国保税そのものは値上げはされてこなかったんですが、この介護分・後期高齢者分が何年か——2年に1回ぐらいずつ限度額がプラスされていくときがあるんですよね。そうすると、これが子ども・子育て支援金ということでプラスされるということは、国保税が上がるという認識でいいんですよね。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 仕組み的には上がるということですが、今後、基金の活用策として、その辺りをどうしていくか検討しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第5 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計決算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。

それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。私からは、自転車駐車場の維持費に要する経費についてです。約6,095万円ということなんですけども、サイクルステーションとりでにかかっている経費が幾らなのか、これをお伺いします。

〔2番 本田和成君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

〔総務部次長 立野啓司君登壇〕

○総務部次長（立野啓司君） 本田議員の御質疑に答弁いたします。自転車駐車場の維持管理に要する経費、約 6,095 万円のうち、サイクルステーションとりでにかかる経費は約 4,890 万円となっております。内訳につきましては、管理委託料が約 4,370 万円のほか、事務員である会計年度任用職員の人件費や光熱費等が主なものとなっております。以上でございます。

〔総務部次長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 続きまして、このサイクルステーションの自転車の——自転車駐車場の管理委託料、これが 4,368 万 4,000 円ということなんですけども、この内訳をお伺いしたいんですけど。月額にすると 364 万円、1 日 12 万円ほどかかっておりますけども、かなり高額だなというふうに思ってます。この内訳をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。サイクルステーションとりでの管理委託料である約 4,370 万円の内訳につきましては、機械式駐輪場の維持管理費等が約 270 万円、エレベーターや発電機等の点検・保守関係費が約 260 万円、施設内の清掃美化費が約 380 万円、利用者の受付業務や自転車の整理に係る人件費が約 3,460 万円でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） 人件費が 3,000 万円ということなんです。一時利用を含めてだと思んですけど、議案説明で、自走式は 94%という収容率だということがありました。ただ、機械式については半分以下になっております。そのサイクルステーションを建てるにも、数億円かかったというふうに伺っております。費用対効果を考えますと、現状では非常によくない状況だと思んですけども、今後のサイクルステーションの見通しとか、どうしていくのかということをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。サイクルステーションとりでの収支状況につきましては、令和 6 年度において歳出が約 4,370 万円であるのに対し、歳入は、自転車バイク使用料が約 1,420 万円であることから、歳出が歳入を大きく上回る状況となっております。歳出の多くが受付業務等の人件費で占めている状況であり、近年の賃金上昇の影響もあって、今後も人件費が増加していくことが予想されます。こうした現状を踏まえ、令和 7 年度から、日常清掃の回数見直しや利用者が少ない時間帯における受付業務の体制削減など効率化を図っているところでございます。今後につきましても、歳入の確保と市民サービスに支障のない範囲での歳出削減に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ちょっとなかなか経費削減は難しいのかなというような状況だと思います。ただ、やっぱりさらなる経費削減と、あとは利用を促すような、そのバランスをしっかりと取っていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質疑を終わります。

以上で、通告された認定第 1 号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わり

ます。

ただいま議題となっております認定第1号については、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号については、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日 程 第 6 認 定 第 2 号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認 定 第 3 号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認 定 第 4 号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認 定 第 5 号 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

認 定 第 6 号 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認 定 第 7 号 令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、認定第2号から認定第7号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

日 程 第 7 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、9月11日から23日までの13日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、9月11日から23日までの13日間を休会とすることに決定しました。

いったんちょっと休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時50分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、健康福祉部次長、直井 徹君より発言を求められていますので、これを許しま

す。

健康福祉部次長、直井 徹君。

〔健康福祉部次長 直井 徹君登壇〕

○健康福祉部次長（直井 徹君） 皆様、貴重なお時間申し訳ございません。先ほど私、加増議員の質疑の中で、こども家庭庁の資料を「平成7年3月」と申しましたが、「令和7年3月」の誤りでございます。訂正をよろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時51分散会